

## 新潟労働局と日建連北陸支部意見交換会

日 時：令和6年12月4日（水）13：30～

場 所：興和ビル 10階 会議室

<新潟労働局>

労働基準部健康安全課	主任地方産業安全専門官	井上	滋
労働基準部監督課	統括特別司法監督官	五十嵐	潤
雇用環境・均等室	室長補佐	佐藤	満



### ■挨拶

（日本建設業連合会北陸支部：荒明安全環境対策委員長）

日本建設業連合会北陸支部の副支部長、安全環境対策委員長を務めております荒明でございます。開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、年末を控えた大変お忙しい中、井上主任地方産業安全専門官様をはじめ、関係部署の幹部の方々にご出席を賜り、誠に有難うございます。

また、平素より当支部の活動に対しまして、ご支援とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

現在、『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』の着実な推進と計画的なインフラの更新が進められるとともに、「5か年加速化対策」後の「国土強靱化実施中期計画」が法制化され、新たな計画が策定されることとなっております。また、現在補正予算が審議され、今後編成される2025年度予算と一体的に取り組むこととなり、我々の業界といたしましても、防災・減災、インフラの老朽化対策等が、国民の安心・安全につながるよう、そ

の果たすべき使命を持続していくことが重要と感じているところです。

北陸支部におきましては、会員各社が現在も「令和6年能登半島地震」「9月20日からの豪雨」による災害に対応するため、危険な個所において作業を続けておりますが、一日も早い能登地域の復興のため、安全に細心の注意を払い、緊急復旧活動を続けていく所存です。

しかしながら、ご承知のように建設業界は担い手の確保が最重要課題となっている中であって、2024年4月からの労働基準法の本則が適用となったところであり、建設業界における「働き方改革」に積極的に取り組むと同時に、「建設技能者」等の処遇改善や職場環境の改善に努めているところです。

日建連といたしましては、今年度も「週休二日の実現をはじめとした働き方改革」と「建設技能者の処遇改善に資する建設キャリアアップの普及・推進」に取り組んでいるところです。

特に、建設現場における週休2日につきましては、公共工事関係各機関の積極的な取り組みをいただいているところでございますが、日建連におきましても「週休二日実現行動計画」に基づきまして、完全週休2日の実現を目指して環境整備等を進めているところです。

新潟労働局の皆様には、このような業界の自助努力をご理解いただきまして、引き続き、建設業界の継続発展に向けたご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、建設業における労働災害は、各位の努力と関係各機関のご指導もあり、長期的には減少傾向にあります。依然として死亡災害の全産業に占める割合は約3割と高い水準にあります。我々日建連北陸支部におきましても安全意識の高揚と労働災害の撲滅に向け決意を新たにするために、毎年「労働災害安全推進大会」を開催しているところです。

先月27日には、ご多忙の中を新潟労働局長様からご出席をいただき、ご挨拶を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。今後ともご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

北陸支部におきましては、工事現場の安全施工の徹底を図るために、現場パトロールや講習会を行うとともに、現場で安全対策を工夫して取り組んでいる好事例等を会員に水平展開するなど、引き続き、支部活動を積極的に行っていく所存であります。

本日は、あらかじめ提案させていただいております課題等につきまして新潟労働局様と意見交換をさせていただき、今後の我々の活動に活かしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、今後とも支部活動につきまして、引き続きご指導、ご支援をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。



## ■新潟労働局からの報告

(新潟労働局)

新潟労働局労働基準部健康安全課の井上です。

日頃から、日本建設業連合会北陸支部様におかれましては労働災害防止に取り組んでいただいていること、また、魅力ある建設業への変革に向けて労働条件の向上に取り組んでおられますことに、敬意を表します。

さて、新潟県内の労働災害発生状況について申し上げますと、令和6年の10月末現在の速報値で、新型コロナウイルス感染症を除いた全業種の休業4日以上死傷者数は1,964人で、前年の同時期と比べ86人、4.2%の減少となっています。死亡者数は、16人で、同じく前年同期比で7名増加となっています。

このうち、建設業については、休業4日以上死傷者数は286人でこちらも同じく前年同期比で13人、4.3%の減少となっていますが、死亡者数は7人と前年同期比で3人増加となっております。

また、建設業における災害の多くは、依然として墜落・転落で、全国的にみると死亡災害の4割、死傷災害の3割を占めております。

これらの状況を踏まえ、新潟労働局では、令和6年11月の1か月間を「新潟県労働災害防止緊急取組強化期間」として、法令遵守や目の前の作業の一つ一つを安全に行うことの徹底、職場の安全対策の再点検をお願いして参りましたが、残念ながら死亡災害等の撲滅に至っておりません。

さらに、これから、転倒等のリスクの高まる冬季となることや年末年始の繁忙期となることから、皆様には、「これ以上死亡災害を発生させない」といった決意のもと、引き続き、第14次労働災害防止計画の目標達成に向けた、令和6年度の建設業における安全衛生対策、防災パンフ等を活用した取り組みの一層をお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

**なお、北信越5県の建設業における労働災害は、新型コロナウイルスのり患によるものを除き、令和6年10月末現在で、死亡者数は26人、前年同期比16人の増加、休業4日以上の死傷者数は863人、前年同期比62人の増加となっております。**

■「第14次労働災害防止推進計画」の取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

労働者の安全と健康を守り労働災害を減らすため、2023年に策定された「第14次労働災害防止推進計画」に基づく諸活動が2028年3月までの間の中期計画として進められているところです。同計画の「業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）」では、「墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業所を85%以上」、「死亡者数を2022年と比較して15%以上減少」を目標として掲げています。「第13次労働災害防止推進計画」では、建設業における死亡災害を15%以上減少させる目標としておりましたが、クリアするに至りませんでした。

長期的には死亡災害は減少しているものの、全産業における建設業の死亡事故数の水準は依然として低いとは言えない状況であり、今年の建設業における労働災害の状況を見ますと、死亡者数は全産業の中で29.5%、死傷者数にあつては10.6%を占めています。要因の1つには「第14次労働災害防止推進計画」の重点対策として取り組むこととされている就労者の高齢化による転落や転倒など動作の反動・無理な動作によるものが多く見受けられます。このような高齢者の死傷者数に関しては、その対策として、エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策を進めることとされています。また、人との協調作業を可能とする産業用ロボット等の開発・導入などが見込まれますように、これまでとは異なった切り口や視点での安全対策が現場で求められていると考えております。

「第14次労働災害防止推進計画」の重点項目の1つに、業種別の労働災害防止対策の推進に取り組むこととされていますが、建設業での重篤な災害に対する原因究明及び同種災害の防止対策は喫緊の課題であり、現状における新潟労働局様の分析結果や効果的な対策がありましたら、お聞かせください。特に2023年に増加している「高温・低温物との接触」、「動作の反動・無理な動作」、「交通事故（道路）」につきまして、分析結果等をお聞かせください。

また、今般の「令和6年能登半島地震」において復旧対応に当たっている建設業界が留意すべき点があれば、お聞かせください。

**(新潟労働局)**

**建設業における労働災害の発生状況は、冒頭申し上げたとおりですが、依然として「墜落・転落」災害は最も多くなっております。また、「高温・低温物との接触」は、熱中症で、「動**

作の反動・無理な動作」は、作業姿勢と高齢化、また、「交通事故」は、現場への移動中、特に若い作業員の運転によるものがその増加の一因と考えられます。

そのため、それぞれの災害については、クールワークキャンペーンの展開やエイジフレンドリーガイドラインと委託事業による理学療法士の活用等、また、現場への移動に際して、交通労働災害防止ガイドラインはもとより運転作業員の疲労蓄積軽減等の対策を講じていただくことが必要と思われます。

「令和6年能登半島地震」における復旧工事につきましては、多数の建設業者により短期間で集中的な工事が行われることや建物の崩壊、地盤の緩み等作業場所の状態が平常時と異なることから災害発生リスクが高い状況にあることを十分にご認識いただくとともに、令和6年1月4日付け厚生労働省通達（資料、別添1）により、土砂崩壊防止措置や墜落転落災害防止措置等、労働安全衛生法令や関係のガイドライン等の5つの対策の徹底をお願いしております。

また、復旧・復興工事では、被災県以外の建設業者が工事を行い建設業者間の情報共有が十分でない場合があることや災害ボランティア等の建設業者以外の者が作業範囲に立ち入る可能性もあること等から、災害防止連絡協議会等を通じ、隣接現場での建設業者間の情報の共有に努め、建設機械との接触防止措置の徹底等、必要な措置を講じること等を併せてお願いいたします。

（日本建設業連合会）

新潟県では16件の死亡災害が発生していますが、墜落・転落の死亡災害の中で、足場に関係するものは1件であり、荷物を持ってバランスを崩すといったことで墜落・転落に繋がっていると思っています。

弊社の2年間の休業4日以上的事案について分析したところ、手摺がなかった、足場の設備の不具合、というものは少なく、パラペット部分に囲いをしていなかった、設備はあるが安全帯をしていなかった、足場はあったがそれを使わないで近道を通って転落した、荷台から単純に落ちたというものがほとんどの事案でした。設備的なものはしっかりと取り組んでいますが、こういった実態もあることから、設備以外の事柄で注意すべき点についてお教えいただきたい。

また、死亡災害事例については、ホームページで見ることができますが、PDFデータになっていることや、各労働局によってフォーマットが違っていることもあり、エクセル等で加工できるようになれば、どのような事故だったかをイメージしやすくなると思っています。こういった墜落・転落かを分析することができるので、過去何年間分のデータを加工できるよう、エクセルデータで掲載していただきたい。

**(新潟労働局)**

エクセルデータの件については持ち帰り、どういう形で提供できるかを検討したいと思います。公表している内容であり、皆様がその事案をコピーして使われるなど、活用の仕方は自由にさせていただいてよいかと思えます。また、特定の県別にはなっていませんが、安全衛生情報センター、厚生労働省でも過去の死亡災害データを掲載しており、ご活用ください。

(日本建設業連合会)

労働災害防止安全推進大会において、新潟労働局健康安全課長様から講話をいただきました中に、建設業における高齢者の就労と被災状況について説明がありました。昨年の建設業の雇用者数で、60歳以上の割合は95万人、約23.8パーセントを占めており、労働災害の死傷者数も3,501人、24.3パーセントを占めているとの説明がありました。高齢者に対して、エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対応、対策に取り組むとともに、現場入場時には簡単な体力テストを実施し、結果に基づいた適正配置を行っているという現場もあります。また、高齢者に限らず、建設業では、動作の反動・無理な動作による死傷者数が毎年年間900人から1,000人、約6パーセントから7パーセントを占めている状況であり、重量物の取り扱いには自動化や省力化を図り、人力による作業を減らす工夫もなされている現状です。しかし、作業の流れによってはものを持ち上げる、移動するといった人力作業に頼らざるを得ない場面も出てくる状況があります。エイジガイドラインの補助金制度において、中小企業に対して、パワーアシストスーツ導入の補助金が記載されていますが、この制度については、来年も継続されるとのことで安心しています。この対象者について、重量物を取り扱う作業職種なのか、60歳以上の高齢者になれば全ての方が対象となるのかをお教えいただきたい。

**(新潟労働局)**

次年度の詳細な組み立てについては、はっきりしていない部分がありますが、今年度の基本的な考え方としては、あくまでも高年齢労働者に対する補助制度になっています。高年齢労働者が行う作業に対して、必要となるものについて補助する位置づけになっています。

**■建設業における働き方改革に関する対応について**

(日本建設業連合会北陸支部)

建設業界における働き方改革においては、政府による「働き方改革実行計画」(H29.3.28働き方改革実現会議決定)、関係省庁連絡会議においては『建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(H30.7.2改定)』を策定し公表されております。建設業界においては、①施工の効率化、②品質・安全性の向上など、生産性向上に向けたより一層の自助努力はもとより、公共工事発注機関においても、生産性向上や完全週休2日(土日閉所)などの

実施により建設業における働き方改革の推進の取り組みが積極的に行われております。また、2024年度から適用されている時間外労働の上限規制を遵守するため、工期の適正化の確保が急務となっている状況です。担い手3法の改正や改正建設業法では発注者や元請に対して、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止するなど、適正な工期設定の推進など制度的な措置が打ち出されております。

建設業の場合、特に民間工事における労働時間の短縮は、工期の延伸に直結し、産業界や国民生活に多大な影響をもたらすことも懸念されること、また工期短縮自体が入札競争のための重要な要素であることから、その解決は非常に厳しい状況となっています。そのため、①適正な工期の設定、②適切な賃金水準の確保、③週休2日の実現（完全週休2日）等に関しましては、民間工事発注者の理解と協力が不可欠となっています。

建設業界といたしましては、関係行政機関からも側面的な支援をいただいているところですが、引き続き、建設業界における働き方改革に関しまして、新潟労働局様からの側面的なご支援をお願いするとともに、特に民間工事発注者に対する適正な工期確保に関して、建設業界への指導のみならず、発注者への指導を強化していただきたいと考えておりますが、労働局様として新たな取り組みなどありましたら、お聞かせください。

また、「令和6年能登半島地震」において、建設業界は総力を挙げて復興に取り組んでいるところです。人命・公益保護のため、降雨による土砂崩落、融雪出水による土砂崩落にも取り組んでいるところであり、労働基準法第139条の適用ではなく、労働基準法第33条の「臨時の必要がある場合」に該当する事象であると考えております。当然のことながら、職員、作業員の健康管理には十分に留意していきたいと考えておりますが、大規模災害における33条適用についての考えをお聞かせください。

#### **（新潟労働局）**

厚生労働省では、「働き方改革」の推進にあたり、「働き方改革実行計画」に基づき各種施策を展開していますが、中小企業・小規模事業者が着実に取り組んでいくことが必要であり、厚生労働省と中小企業庁において、人手不足対策と合わせ、これら事業者への対策を充実すべく、令和元年度から取り組みを強化しているところです。

新潟労働局では、関係労使団体、新潟県、関東経済産業局等で構成する「新潟県働き方改革推進会議」及び「新潟県働き方改革連絡協議会」を例年開催しており、引き続き、オール新潟で「働き方改革」を推進していくことを確認しています。なお、本年度は令和7年2月頃に開催予定としています。

また、「新潟働き方改革推進支援センター」を新潟市に開設し、中小企業・小規模事業等を中心に、非正規雇用労働者の待遇改善や「賃金引上げ」、「人手不足対策」に関する支援を

行っております。中小企業等からの同一労働同一賃金やキャリアアップ助成金に関する相談などご活用いただきたく、引き続き、同センターの周知・利用勧奨を積極的に行ってまいります。

(新潟労働局)

上限規制の例外規定の適用対象となる事業等の考え方については、労基法第 33 条第 1 項では、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合に適用されることとなっています。考え方としては、業務運営上、通常予見できない災害等が発生し、36 協定で締結された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があるなどの場合に対象となります。例えば、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災などが発生し、人命や公益を保護するために、時間外・休日労働を行う臨時の必要がある場合は対象となります。単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要、災害の復興の事業は対象となりません。

労基法第 139 条第 1 項では、災害における復旧及び復興の事業に適用されることとなっています。考え方としては、工事の名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となります。例えば、都道府県等との災害協定に基づく災害の復旧の事業や、維持管理契約内での発注者の指示により対応する災害の復旧の事業などが該当します。

適正な工期の設定、週休二日制の実現に関して民間発注業者に対して、労働局として働きかけをしているかということですが、非常に重要な課題であり、これまで取り組んできたものとしては、国交省で週休二日、現場閉所の取組みも行われていますが、国交省と連携してパンフレットを作成し、私どもが各事業所にうかがったときにお渡ししています。今後は、労働局幹部が、経営者団体や使用者団体等に行った際に、上限規制を遵守するための協力を求める中で、週休二日や適正な工期適正についても働きかけていくことで考えています。

(新潟労働局)

新潟労働局では、「新潟県建設工事関係者連絡会議」において、『建設業における総合的労働災害防止対策』に基づき、適正な工期による安全衛生の確保等を要請しております。

(日本建設業連合会北陸支部)

労基法第 33 条適用に関して、昨年度の意見交換会の際に、臨時、緊急の必要性があるということにかかわらず、災害復旧工事はある程度の範囲で労基法第 33 条の適用範囲になるという回答をいただいたと思っておりますが、いかがでしょうか。

(新潟労働局)

現在の行政の方針としては、緊急性があることイコール労基法第 33 条の適用ということではなく、人命、公益の保護を図ることが急務となっているものに関しては労基法第 33 条

**が適用されるということです。機能回復がある程度終了した段階での工事等に関しては、労基法第139条の適用となります。緊急イコール労基法第33条と捉えられることがないよう、実際は二つ選択肢があることを説明させていただいています。**

(日本建設業連合会)

週休二日については、民間工事発注者の理解・協力が大事だと思っています。国交省等の公共事業はほぼ週休二日になっており、作業員も含め、今は週休二日が当たり前となっている状況です。協力業者も週休二日に対応する体制組んでいるという話も聞いています。それに対して、民間工事ではその様な状況になく、不公平感を感じています。社員は同じ給料、同じ処遇ですが、一方は休めて一方は休めない状況が生じており、民間事業者に対しても関係機関からの指導や働きかけをお願いしたいと思っています。

働き方改革における時間外労働の上限規制の問題について、弊社で長野県の業者と話し合う機会があり、その際に長野県は縦に長い県であり、ある現場では通勤に2時間かかる状況があるが、通勤時間は労働時間にならないとの見解が労働局から出されているという話を聞きました。一端会社に出勤して現場に行く場合は労働時間になるが、自宅から直行すれば、労働時間ではないとのことでした。長野県の業者の話では、人材不足の問題があり、このような対応では若い方が辞めてしまうが、一方で通勤時間を業務と認めると残業が上限を超えてしまうことから、悩みどころだという話を聞きました。

(新潟労働局)

**移動時間の関係については、いろいろな会社から質問されますが、会社から現場に行くまでは自由です。始まりが現場からとなれば、移動時間に関しては、指揮命令を受けておらず、業務命令を受けていないので基本的には労働時間として扱わなくてもよいという行政の解釈になっています。逆に、会社に何時に集まって、会社の車で乗り合って現場に行くということを指定されるものであれば労働時間として扱うこととなります。また、移動時間が1時間、1時間半もかかると、それに対しての手当がないことで離職につながるという話も聞いています。そのため、手当で補償して対応しているという話も聞いています。**

民間発注業者への周知啓発については、時間外労働の上限規制が遵守されているかどうかという観点と、人材不足が重要な問題になっておりますので、人材確保という観点から、使用者団体や経営者団体に対して働きかけるように考えています。どの業界に対しても労働者側にも使用者側にも理解してもらうため、今後、労働局の幹部を中心に働きかけを行うことで進めていきたいと思っています。

(日本建設業連合会)

公共工事においては、週休二日の実現、適正な工期設定ということについて、国を中心と

して取り組んでいただいておりますが、民間事業者までには浸透していません。現在、資材高騰への対応、適正な工期設定について民間事業者に対しても要請はしていますが、法的な縛りがないという状況です。昨年意見交換会では「建設業労働時間削減協議会」が開催され、その中には民間事業者も入っていると聞きましたが、そういった場面を通じて労働局様にご尽力をいただければと思っています。

また、我々は建設業者であり、建設業法という縛りがあります。建設業者は国交省の立ち入り検査を受ける場合もありますが、例えば、民間事業者に対して苦情があった場合に、立ち入って指導していただくということもお願いしたいと思っています。

次に労基法第 33 条と第 139 条の違いについて回答をいただきましたが、日建連北陸支部会員は 1 月 1 日の能登半島地震における緊急復旧工事を整備局様から要請を受け、現在も作業を続けているところです。この間の 9 月 20 日からの大雨によって、地震後の復旧作業を続けていた箇所が再度被災したところです。また、各家庭の土砂撤去の要請も受けているところであり、そういった区切りの部分の判断が難しいと思っています。例えば、復旧工事が発注されれば、労基法第 139 条が適用されることは理解できますが、今回の地震対応のような大規模災害においては、少し雨が降れば崩れる、というような現場で 1 月から緊急復旧作業を続けており、その区分けはどのように考えればよいのかをお聞かせください。

#### **(新潟労働局)**

緊急的な機能回復がある程度完了した段階での発注等に関しては、復旧・復興の工事に入ると思います。しかし、大雨、余震という事象が生じたことによって緊急性が高まるということはあり得ると思います。その場合にその工事が急務である、すぐに施工しないと人命や公益の保護に欠けとなった場合は、その時点で労基法第 33 条の適用となつことはあり得ると思います。

能登半島地震から約 1 年が経過し、いまだに工事が続いておりますが、これからの復興工事に関して、その時間が 3 6 協定の上限時間の設定を考えたときに、どれくらい読み込めるのかということがあると思います。読み込むことができるとすれば、復興工事に該当し得ると思います。そもそもこれからどのような仕事がどのような形で発注されるのかも分からない急を要する状況であれば、労基法第 33 条も適用されると思います。

建設業だけではなく、時間外労働の上限規制は、運輸交通業にも適用があります。運輸交通業の時間外労働が短くならない問題については、荷待ち時間が長いといったものがありましたが、それを解消しないと上限規制の遵守は難しいところがあります。行政としては、長時間待たせる荷主はどの会社かということ調査し、解消していく取組みをやっています。建設業に当てはまるかどうかは分かりませんが、そういうやり方も考えていかなければなら

ないと思います。

## ■2023 年度の臨検監督の総括と今後の方針について

(日本建設業連合会北陸支部)

政府が平成 29 年 3 月に策定した「働き方改革実行計画」では、現在は適用除外とされている建設業の時間外労働の上限規制が、2024 年 4 月から適用され、多くの建設会社が、時間外労働の限度となる月 4 5 時間、かつ、年 3 6 0 時間を超えていたこれまでの現状を踏まえて、労使協定を結び上限を超えないように取り組んでいるところです。

しかしながら、建設業では時間外労働は天候や大規模災害等により左右される可能性の高い業種であること、また発注者と合意した工期の順守が重要なことから、工程確保のため、止むを得ない状況下での土曜日作業も多く見受けられる状況です。

総労働時間の削減のためには、週休二日の確保（土日を休日とした完全週休二日）やその定着が最も実効が期待できる方策であることから、日建連では「週休二日実現行動計画」を策定し、4 週 8 閉所実現に向けて会員各企業が取り組んでいるところですが、日建連会員企業を対象とした 2023 年度通期の 4 週 8 閉所以上達成率では土木が 66.1%（2022 年 54.5%）と昨年度に比べて改善しているものの、実現への進捗を急ぐ状況にあります。地方の中小企業や下請業者ではさらに低い状況にあるものと思慮されることです。

こうした現場の実態や就業構造の変化等にご理解いただいているものと思いますが、令和 5 年の「建設業における監督実施結果」によると、労働基準法（勤務時間等）に関する違反状況が多数見受けられますので、昨年度に実施されました臨検監督の状況と違反傾向などと併せまして、2024 年度から適用となった建設業の時間外労働の上限規制についてご指導等いただける事項がありましたら、お聞かせください。また、民間事業者を含む発注者に対する時間外労働上限規制に関する要請・指導についても併せてお聞かせください。

### (新潟労働局)

令和 5 年度に実施した臨検監督の状況と違反傾向ですが、長時間労働が疑われる事業場に対する令和 5 度の監督指導結果は、実施事業場 370 事業場のうち、主な違反内容としては、違法な時間外労働があったもの 161 事業場

- ① 賃金不払い残業があったものが 30 事業場
- ② 過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 64 事業場
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したものが 189 事業場
- ④ 労働時間の把握が不適正なため指導したものが 73 事業場

でした。

建設業に限っては、実施事業場 57 事業場で、うち労働基準関係法令違反があったものが 33 事業場です。33 事業場の主な違反事項別事業場数は、労働時間 15 件、賃金不払残業 6 件、

健康障害防止 4 件となっています。

## ■建設業界における労働災害防止に向けた取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

日建連では、建設業における「働き方改革」及び「担い手確保」として、①施工の効率化、②品質・安全性の向上、③重層下請構造の改善、④適正な賃金水準の確保、⑤週休二日制(完全週休 2 日)の実現等に取り組んでおります。

また、担い手不足の対策として、従来の技能実習生に加え、外国人建設就労者の現場入場も増えてきている状況から、会員企業の現場において、特定技能外国人が安全に、かつ処遇面を含めて安心して働ける現場環境を目指して「特定技能外国人 安全安心受入宣言」(平成 31 年 4 月)に基づき取り組んでおります。

このように、建設業においては、技術者、技能者並びに熟練工等の不足、高齢化が進行しており、更に外国人労働者の就労など、現場の安全管理等にも影響を及ぼしかねない要因が生じてきております。

建設業では、死亡災害の中で「墜落・転落」(38.6%)によるものは依然として多い状況です。また、休業 4 日以上死傷災害についても、「転倒」・「墜落・転落」(31.6%)が多い状況です。就業者の高齢化や未熟練者リスクなども考えられますことから、日頃からリスクアセスメントの実施や新規入場者への安全教育をさらに徹底する必要があります。このような建設業界の状況を踏まえて、新潟労働局様に取り組まれている対策等がありましたら、お聞かせください。

加えて、2023 年 4 月から危険有害な作業を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても一定の保護措置が義務付けられたところです。また「労働政策審議会安全衛生分科会」において、個人事業者に仕事を注文する注文者による安衛対策の対応案が示されておりますが、元請け事業者として特に留意すべき点がありましたら違反・指導事例を含めてお聞かせください。

(新潟労働局)

新潟労働局といたしましては、昨今の災害発生状況を鑑み、国の定める法規制や第 14 次労働災害防止推進計画、年度毎の安全衛生対策等に準じた取り組みを推進するとともに、冒頭申し上げた「防災パンフ」等の独自の資料を作成し、災害防止対策の周知徹底を図っているところです。

防災パンフにつきましては、若干ご説明を申し上げます。このパンフは、元々、死亡災害等重篤な災害が多発していること等を鑑み、2006 年に作成したものです。その後、2008 年

に一部掲載事例を見直し、更に裏面に作業計画、自主点検表を追加して活用してきました。

時間の関係で手短かに申し上げますが、「作成年」をご覧ください。様々な見方があるかと思いますが、一つ言えることは、20年近く前に作成した資料が、今も「使える」ということ、言い換えるなら「未だに同じような災害が繰り返えされている」ということです。また、裏面の作業計画についても、平成13年に発行されたものを使用していますが、ここに記載していることが徹底されていれば「防げた災害も少なくない」と考えています。

皆様には、このような機会を通じ、今一度、各現場へこのパンフの周知と記載内容（何をしなければならないのか、何をしてはいけないのか）の徹底お願いしたいと思います。

また、現場管理については、「労働安全衛生マネジメント指針」や「建設業における総合的労働災害防止対策」に基づくご対応をお願いしており、近年IT活用による巡回等も行われているかと存じますが、災害の多くが現場監督等管理者不在や一人作業で発生していること等を鑑みると、頻りに現場へ足を運び、作業の監視と指導を行うことが管理の基本となりますので、引き続き、適切な現場管理が行える環境づくりへのご配慮をお願いいたします。

個人事業者等の安全衛生対策については、すでにご承知のとおり、法令改正に係る保護措置に加え、分科会での議論を経て、本年5月に「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」が策定されており、このなかに個人事業者等の定義や注文者等が行う事項が示されています（資料あり）。

以 上

<日本建設業連合会北陸支部>

安全環境対策委員長 荒明 正紀

同 副委員長 中嶋 敦 山川 義則

同 委 員 細野 利也 伊藤 武宏 立川 晃祥 藤田 実 加藤 貴代

佐々木悠也 野田 彰 山田 浩一 佐藤 要一 佐々木文雄

本藤 敦

事務局長 三澤 正人